

平成25年10月7日

保護者の皆様へ

四日市市立富田中学校
校長 阿部 明由

警報等の発令・解除された場合の登下校について（平成25年10月改訂版）

秋冷の候、皆様には益々ご健勝のことと推察申し上げます。また、平素は本校の教育にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、8月30日の「特別警報」運用開始と最近の気象状況から、四日市市教育委員会は、警報等の発表時における生徒の安全確保にかかる対応基準を改定しましたので、それを受けて本校の改定版を出させていただきました。そのため警報等が発令・解除された場合、下記のとおりに対応いたしますのでご案内申し上げます。

記

暴風警報、東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言）に対する対応

発表された場合		解除された場合	
時刻	小中学校	時刻	小中学校
○小中学校 <u>7:00</u> (登校前)まで	自宅待機。(注1)	○小中学校 <u>6:30</u> まで	通常通り登校。(注2)
	【特別警報・大津波警報・震度6弱以上の地震発生の場合】 臨時休校 自身の身の安全確保 及び 市災害対策本部等、公的機関の指示に従う。		
登校後	学校は状況を判断し、必要な措置をとる。(注3)	<u>10:30</u> まで	解除後、2時間程度の余裕をもって授業を開始する。(注2) ○デリバリー給食利用可能。
		<u>10:30</u> を <u>経過</u>	臨時休校

(注1)～(注3)は裏面を参照願います。

(注1) 自宅待機の際の留意点について

保護者が家庭にいない生徒については、平素から最寄りの知人に保護をお願いしておいてください。

(注2) 登校の際の留意点について

解除後も災害が著しい等、通学路の安全が確保できず登校に危険が予想される場合は、臨時休校、登校時間を遅らせる措置をとります。その際は「すぐメール」・「富田中学校ホームページ」を使って情報を発信します。

(注3) 授業中に次の警報・注意報・警戒宣言・特別警報が発令された場合は、以下のような措置をとります。

① 暴風警報が発令された場合

下校に際しての安全が確認できた場合は帰宅させます。ただし、安全確認ができていない場合は、学校に残留させるなどの措置をとります。

② 特別警報・東海地震注意情報または予知情報(警戒宣言)が発令された場合

保護者または保護者代理の方の出迎えがあるまで学校に残留させます。安全確認のうえ、学校まで迎えにきてください。

③ 大津波・津波警報が発令された場合

学校の3階と屋上に避難・残留させます(場合によっては、大矢知方面・あおい幼稚園方面へ逃げることもあります)。保護者または保護者代理の方の出迎えがあるまで帰宅させません。

④ 発令された大津波・津波警報が注意報に変更された場合

下校に際しての安全が確認できた場合は帰宅させます。帰宅することで危険性が増す場合や帰宅しても保護者がいない場合等は保護者または保護者代理の方の出迎えがあるまで学校に残留させます。

⑤ 大雨洪水警報が発令された場合

通常通り授業を行います。ただし状況が悪化することが予想される場合は放課となり、下校の安全を確認して帰宅させます。ただし、安全確認ができていない場合は、学校に残留させるなどの措置をとります。

※ 保護者代理の方をお願いする場合は、確認を取らせていただきます。

※ 警報発令や学級閉鎖に伴う臨時休校の場合、デリバリー給食は、キャンセルができませんので、ご理解願います。

※ 周辺道路の混雑が予想されますので原則としてお車での迎えはご遠慮下さい。

※ 警報・注意報の発令や解除に対する対応は、「すぐメール」・「富田中学校ホームページ」を使って情報を発信していきます(場合によっては、発信できないこともあります)。